## 基準２－２　【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

### 分析項目２－２－１　教育課程ごとの点検・評価において、学位授与方針、教育課程方針をはじめとする領域６の各基準に照らした判断を行う手順が具体的に定められていること

【分析の手順】

・教育課程ごとの点検・評価において、学位授与方針、教育課程方針をはじめとする領域６の各基準で分析する内容の点検・評価を行う手順が規定で具体的に定められていることを確認する。

・教職課程として認定を受けた教育課程について、教育職員免許法施行規則第22条の８が定める点検及び評価を行うことを含めて内部質保証の手順が定められていることを確認する。

・連携開設科目を開設する教育課程については、他の大学が開設する科目も含めて適否の確認を行うなど点検・評価において重点的に取り扱われていることを確認する。

※前回の機関別認証評価時点（大学改革支援・学位授与機構以外の評価機関で実施した場合も含む。）から教育課程における評価に係る規定類を変更している場合には、内部質保証のための手順に係る規定類の変更点を示す書類があれば提出する。

・教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式２－２－１）

| 教育課程 | 評価の内容を規定する規定類 | 内部質保証の統括責任者による決定日 |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |